

# 春日井市介護認定審査会連絡会議要綱

(設置)

第1条 春日井市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）が行う審査判定業務（介護保険法（平成9年法律第123号）第38条第2項に規定する業務をいう。以下同じ。）の公平かつ公正な実施を確保するため、認定審査会に春日井市介護認定審査会連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 審査判定業務の適正化に関すること。
- (2) その他審査判定業務の実施に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 連絡会議は、認定審査会の委員30人以内で組織する。

2 連絡会議の委員は、認定審査会の委員のうちから、認定審査会の会長が招集の都度指名する。

(会長)

第4条 連絡会議に会長を置き、認定審査会の会長をもって充てる。

2 会長は、連絡会議の会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第7条第3項の規定に基づき認定審査会の会長があらかじめ指名する認定審査会の委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 連絡会議は、第3条第2項に基づき指名された委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康福祉部 介護・高齢福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。